



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

第9回定時社員総会を開催。全議案が承認される。

当協会の第9回定時社員総会が、令和2年5月21日(木)午前11時から、宇都宮市内の宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催され、総会成立要件を満たす社員136名(委任状出席を含む)が出席し、全議案について承認可決されました。



【挨拶する菊池会長】

今回の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来賓の方を招待せず、表彰式を取りやめるなど、規模を縮小して開催いたしました。

総会は、湯澤常務理事より「本日の出席会員が17名、委任状提出会員119名、合計136名の出席会員は定款に定める定足数を満たしており、本社員総会が有効に成立する」旨報告がなされました。審議に先立ち、議長に山口副会長が選出され、議事録署名人に白石環境㈱の白石氏と日本アグリ㈱の佐久間氏、書記にサンエコサーマル㈱の本橋氏と当協会事務局の藤平氏を任命した後、議事に入りました。次第に従い、令和元年度事業実施報告及び決算承認について、湯澤常務理事が事業説明を行った後に手塚監事が適正に処理している旨の監査報告を行いました。その後、理事の改選の審議を行い、全ての議案が異議なく承認可決されました。また、議案審議終了後に令和2年3月18日に開催された第49回理事会において承認された令和2年度事業実施計画及び収支予算について報告しました。



【会場風景】

総会終了後、新理事による臨時理事会が開催され、会長に菊池清二氏(㈱八幡)、副会長に山口文伸氏(㈱近代環境整備社)、神山昌彦氏(渡辺産業㈱)、山本久一氏(有)関東実行センター)、加藤和弘氏(㈱日環)、常務理事に湯澤元浩氏((公社)栃木県産業資源循環協会)が三役に再任されました。菊池会長は、「去年は、台風19号により栃木県を含め東日本で大規模な災害が発生した。今年も、台風、地震などによる災害も予想され、当協会にはより一層の期待が寄せられている。県、市町とは、災害廃棄物の図上訓練なども実施しており、昨年度末に実施したアンケート結果を取りまとめ、今年度は、実効ある体制を構築してゆきたい。具体的には、仮置き場、廃棄物収集運搬車については、県内を3ブロックに分けて、処分については、一つのブロックで対応する体制を考えている。我々の業界は、小規模事業者が多く、これからは一致団結して対応してゆくことが求められているため、引き続き、協力・支援をお願いしたい」と挨拶を述べた。



【(公社) 栃木県産業資源循環協会 新役員一同】

会長	二 伸彦	(重任)	株式会社八幡
副会長	清 文	(重任)	株式会社近代環境整備社
副会長	山口 昌久	(重任)	渡辺産業株式会社
副会長	山本 久一	(重任)	有限会社関東実行センター
常務理事	加藤 和弘	(重任)	株式会社日環
理事	湯澤 元浩	(重任)	公益社団法人栃木県産業資源循環協会
理事	田城 昇介	(重任)	株式会社タシロ清掃
理事	仲田 陽介	(重任)	仲田総業株式会社
理事	関野 仁	(重任)	関野建材工業株式会社
理事	白石 純也	(重任)	白石環境株式会社
理事	若月 裕之	(重任)	鈴運メンテック株式会社
理事	白井 伸太郎	(重任)	株式会社ウスイ産業
理事	熊本 範章	(重任)	いずみ産業株式会社
理事	安永 辰弥	(重任)	株式会社ダイセキ 関東事業所
理事	高橋 昇智	(重任)	株式会社ワタル商事
理事	吉成 間 基	(重任)	株式会社栃木コンポスト
理事	佐久 間 基	(重任)	株式会社アグリ
理事	五月 女 太造	(重任)	株式会社真田ジャパン
理事	渡邊 彰彦	(新任)	サンエコサーマル株式会社
理事	茂垣 恒雄	(重任)	元公益財団法人栃木県環境保全公社事務局長
監事	手塚 秀文	(重任)	元公益社団法人栃木県産業資源循環協会常務理事

令和2年度会長表彰受賞者

○協会功労者

熊本 範章 いずみ産業(株)
安永 辰弥 (株)ダイセキ 関東事業所

○優良事業所

(株)栃木コンポスト、(株)セルクリーンセンター
(有)エコグリーン、(株)マジック・ワーク
山品商事(株)、三正運輸(株)、(株)リ・プラ

○永年勤続者

和田 健一 栃木ハイトラスト(株)
高下 和之 栃木ハイトラスト(株)
中條 崇 日本アグリ(株)
篠崎 拓也 サンエコサーマル(株)
長谷川 弘 サンエコサーマル(株)
山本 晃司 (有)関東実行センター
猪瀬 広史 鈴運メンテック(株)
関沼 光男 メルテック(株)

○優良従事者

松原 幸夫 川上建設(株)
村上 啓晃 渡辺産業(株)
植木 康夫 サンエコサーマル(株)
清水 守 (有)関東実行センター
岡田 政勝 (有)関東実行センター
川島 あさみ (株)ウスイ産業
大山 浩史 (株)近代環境整備社
齋藤 哲夫 鈴運メンテック(株)
君島 隆博 (株)日環
篠原 聡 (株)日環
大越 和基 仲田総業(株)
恩田 和子 (株)ダイセキ 関東事業所
佐藤 紀夫 (株)ダイセキ 関東事業所

昨年度の実績をもとに、協会の労働災害防止計画を次の通り策定しました。
御協力をお願いします

令和 2 年度栃木県産業資源循環協会労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては令和 2 年度からの 3 年間に期間とする「産業廃棄物処理業における第 2 次労働災害防止計画（以下、「第 2 次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和 4 年に死傷災害 996 人、死亡災害 16 人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、栃木県産業資源循環協会では県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 目標

(1) 令和 2 年の死亡者数をゼロにする。

(2) 令和 2 年の休業 4 日以上の死傷者数を平成 24～26 年の実績平均に比して、20% 以上減少させる。

（平成 24～26 年の平均 19 人→令和 2 年 9 人以下に）

3. 重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。令和 2 年度活動目標

2. の「目標」を達成するために令和 2 年度における活動目標を次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して、20% 以上増加させる。

（令和元年度 54^{*1} 社→令和 2 年度 65 社以上に）

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、20%以上増加させる。

（令和元年度 43^{*1} 社→令和 2 年度 52 社以上）

(3) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

（令和元年度 162^{*1} 社→令和 2 年度 195 社以上に）

(4) 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

（令和元年度 126^{*1} 社→令和 2 年度 152 社以上に）

(5) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度

に比して、20%以上増加させる。

(令和元年度 144^{※1} 社→令和 2 年度 173 社以上に)

- (6) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和元年度 104^{※2} 社(人)→令和 2 年度 125 社(人)以上に)

- (7) 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和元年度 135^{※1} 社→令和 2 年度 162 社以上に)

- (8) ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和元年度 153^{※1} 社→令和 2 年度 184 社以上に)

- (9) リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和元年度 77^{※1} 社→令和 2 年度 93 社以上に)

※1 前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値

※2 前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値
または令和元年度に開催した安全衛生研修会の参加企業数、参加人数

5. 令和 2 年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(9)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

- (1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
- ③ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

- (2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ④ 委員会、青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

- (3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会

- 員企業への情報提供を行う。
- ② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
 - ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
 - ④ 理事会等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
 - ⑤ 委員会および青年部において、研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
 - ⑥ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- (4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
 - ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>) へのリンクを張る。
 - ③ 総会、理事会、委員会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
 - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- (5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
 - ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
 - ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- (6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
- ① 毎月発行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事、青年部等を通じ電話による呼びかけを行う。
 - ② 会員企業あてにチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
 - ③ 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
 - ④ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
 - ⑤ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。

- ⑥ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
- (7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
 - ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
 - ④ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
 - ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
 - ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
 - ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。
- (9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
 - ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
 - ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

— 補助金のお知らせ —

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を行う取組に対して支援を行っています。是非、ご活用ください。

【事業名】低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業

【概要】中小トラック運送業者におけるトラックの更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導するため、低炭素型ディーゼルトラック及び大型天然ガストラックを導入する事業について、車両導入経費の一部を補助します。

【公募期間】令和2年5月29日（金）～令和3年1月31日（日）

【URL】http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r2_index.html

【連絡先】一般財団法人環境優良車普及機構 TEL03-5341-4577

【事業名】電動化対応トラック・バス導入加速事業

【概要】運輸部門CO₂排出量の約3割を占める貨物車・バス由来のCO₂排出量を削減するため、最も燃費性能のよいトラック・バス（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の導入に要する経費の一部を補助する。

※自家用（白ナンバー）も補助対象となっています。

参考URL：http://ataj.or.jp/advanced_ev_truckbus/wp-content/user-data/doc/2020_apply_guidance.pdf

【公募期間】令和2年6月1日（月）～令和3年1月29日（金）

【URL】http://ataj.or.jp/advanced_ev_truckbus/

【連絡先】公益財団法人日本自動車輸送技術協会 TEL03-6380-6773

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際し、支援、助言を行う事業を今年度から実施しております。詳細につきましては、当協会までご連絡ください。TEL028-612-8016

<主な事業>

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

<その他>

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円（産業資源循環協会の会員・賛助会員は5万円）。
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

こんな時どうする？古いバイクのガソリンの処理 特別管理産業廃棄物管理責任者

今月号も、協会への相談事例を紹介します。今回は、実際にやり取りをした形式でご案内します。

（古いバイクのガソリンの処理）

Q：納屋から、ずいぶん前の古いバイクのタンクにガソリンが残っていた。どのように処理したらよいか？

A：バイクを私用で利用していたのか、会社、事業用として利用していたのかで廃棄物の種類が異なります。通常は、バイクの中に残ったガソリンは、有価物としてバイクごと下取りされているので、残ったガソリンを処分することは稀です。今回のようにバイクのガソリンを処分する場合は、使用形態により一般廃棄物または産業廃棄物になります。バイクが私用であれば、一般廃棄物に該当し処理方法については、市町に相談してください。事業用として使用していたのであれば、特別管理産業廃棄物の廃油の許可を持っている処分業者に処理を相談してください。（今回はメールによる相談でしたので、特別管理産業廃棄物の廃油の許可を持っている会社の連絡先をメールしました。）また、バイクのガソリンを単独で処分するのではなく、バイクの処分をお願いする方にガソリンが入った状態で処分をお願いするほうが、現実的な処理方法ではないかと思われます。

（特別管理産業廃棄物管理責任者）

Q：特別管理責任者の講習会は7月に予定されていたが、受付はしていない。いつごろ受付開始するのか。

A：未定である。最新の情報は、実施主体である公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページに掲載されている。

Q：栃木県で今年度はもうやらないのか。

A：振興センターにこれまで中止になった分を必ず年度内に実施するよう申し入れているが、どうなるかはわからない。

Q：特別管理産業廃棄物管理責任者の行政への報告は必要か。

A：栃木県では報告義務はない。法律上報告義務はないが、県によっては要綱などで報告を求めている県もあるようである。

Q：廃棄物処理法に資格について学歴の記載があるが、この講習会の受講資格はあるのか。

A：受講資格はありません。特別管理産業廃棄物管理責任者になることのできる資格者の学歴が、廃棄物処理法施行規則第8条の17に記載されております。

Q：この資格に期限はあるのか。

A：期限はありません。

暫定的な講習会の実施について

緊急事態宣言が解除され、小規模の集会等の開催が可能となったため、オンライン講義（受講希望者の自宅等のネット環境から、パソコンなどでアクセスし、オンラインでビデオ講義を受講いたします。）を行い、受講希望者が居住する都道府県で試験を受ける「暫定的な講習会」を実施予定しております。受付開始は6月中下旬以降、試験開始は7月中下旬を予定。詳細につきましては、講習会の実施機関である公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご覧ください。

【行政情報】栃木県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

○産業廃棄物処理業の実績報告をお願いしています。

栃木県では、産業廃棄物処理の実態を把握するため、産業廃棄物処理業者の皆さまから前年度の実績の報告を求めていますので、ご協力をお願いします。

1 報告対象者

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から令和 2 (2020) 年 3 月 31 日までの間に、以下の栃木県の許可を受けていた方。(当該期間に許可を失効した方も含む。)

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条第 1 項の許可）
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者（法第 14 条の 4 第 1 項の許可）
- ・ 産業廃棄物処分業者（法第 14 条第 6 項の許可）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業者（法第 14 条の 4 第 6 項の許可）

2 提出期限

令和 2 (2020) 年 8 月 31 日（月）まで

※ 処理業者宛ての通知には、6 月 30 日までとしていましたが、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、本年度は提出期限を 8 月 31 日まで延長することとしました。

3 提出部数

(1) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告：1 部

(2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業実績報告：1 部

※ 報告者が副本を必要とする場合には、1 部追加してください。なお、副本の返送を希望されるときは、送料分の切手を貼付した返信用封筒を併せて提出してください。

4 昨年度からの変更点

(1) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業実績報告の提出部数が、2 部から 1 部になりました。

(2) 電子記録媒体（CD-R 等）による電子データでの提出を可能としました。

収集運搬業（積替えを含む）や処分業（選別）の業者等において、報告書のページ数が多量になる場合には、電子データでの提出を可能としました。

5 提出先及び問い合わせ先

提出先（取扱窓口）	住所及び電話番号	管轄市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町
廃棄物対策課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3154	宇都宮市、栃木県以外 (収集運搬業のみ)

廃棄物処理法に基づく委託契約及びマニフェスト制度の適正な運用について

栃木県環境森林部廃棄物対策課

宇都宮市環境部廃棄物対策課

処理業者の皆様へ

今般、産業廃棄物処理における委託契約内容の不備やマニフェストの不交付といった廃棄物処理法違反事例が県内で複数確認されました。県及び宇都宮市としては排出事業者責任について講習会等により周知を図っているところですが、処理業者の皆様におかれましても、委託契約時の契約書記載事項や廃棄物引渡し時のマニフェスト交付等について、排出事業者とともに御確認いただきますようお願いいたします。

委託契約及びマニフェスト制度について

産業廃棄物の処理にあたっては、排出事業者・受託業者それぞれの役割と責任の明確化、排出事業者責任の徹底を図ることを目的として委託契約の締結が義務づけられています。委託契約の方法として、①書面により行うこと、②契約書に記載すべき事項（廃棄物の種類及び数量、運搬の最終目的地、最終処分場所等）、③添付書類（業許可証の写し等）について法令で定められています。

また、産業廃棄物が委託契約どおりに引き渡され、適正な処理が確保されていることの確認を目的としてマニフェスト制度が定められています。排出事業者は、④廃棄物の引渡し時にマニフェストを交付しなければならず、受託業者は、⑤マニフェストの交付を受けずに廃棄物の引渡しを受けることはできません。

【参考】根拠条文

- ①：法施行令第6条の2第4号、②：法施行令第6条の2第4号、法施行規則第8条の4の2、
③：法施行規則第8条の4、④：法第12条の3、法施行規則第8条の20、第8条の21、
⑤：法第12条の4第2項

違反事例1 委託契約内容の不備

○事例の内容

委託契約書に廃棄物処理法で定める内容が盛り込まれていなかった（委託基準違反）。

○違反防止のために

廃棄物処理法で定める記載事項や添付書類に漏れがないか、契約時に排出事業者と受託業者の両者でよく確認しましょう。

違反事例2 受託業者によるマニフェスト交付

○事例の内容

排出事業者は廃棄物の引渡し時にマニフェストを交付せず（マニフェスト交付義務違反）、受託業者はマニフェストの交付を受けずに廃棄物の引渡しを受けた（引受け禁止違反）。結果的に排出事業者が交付すべきマニフェストを、受託業者が自らを排出事業者として交付した。

○違反防止のために

排出事業者にマニフェストの交付をお願いしましょう。マニフェストが交付されなければ廃棄物の引渡しを受けないようにしましょう。（電子マニフェストによる場合を除く）

マイバッグ・キャンペーン取組強化月間のお知らせ

栃木県環境森林部廃棄物対策課

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、使用済みプラスチック製品がポイ捨てや不法投棄されて景観を損ねたり、河川を通じて海洋へ流出したプラスチックごみが生態系に影響を与える海洋汚染が世界的な課題となっています。この課題の解決のためには、ごみのポイ捨てをしないことはもちろんですが、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和2(2020)年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

県では、これに先駆けて、6月を『マイバッグ・キャンペーン』の取組強化月間と位置づけました。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに、日頃からマイバッグを持ち歩き、買い物時には必要なレジ袋を使用しないなど、できるところからプラスチックと上手に付き合う工夫を試みましょう。

詳しくは県のホームページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/my-bag.html>

マイバッグ キャンペーン

6月 は取組強化月間です

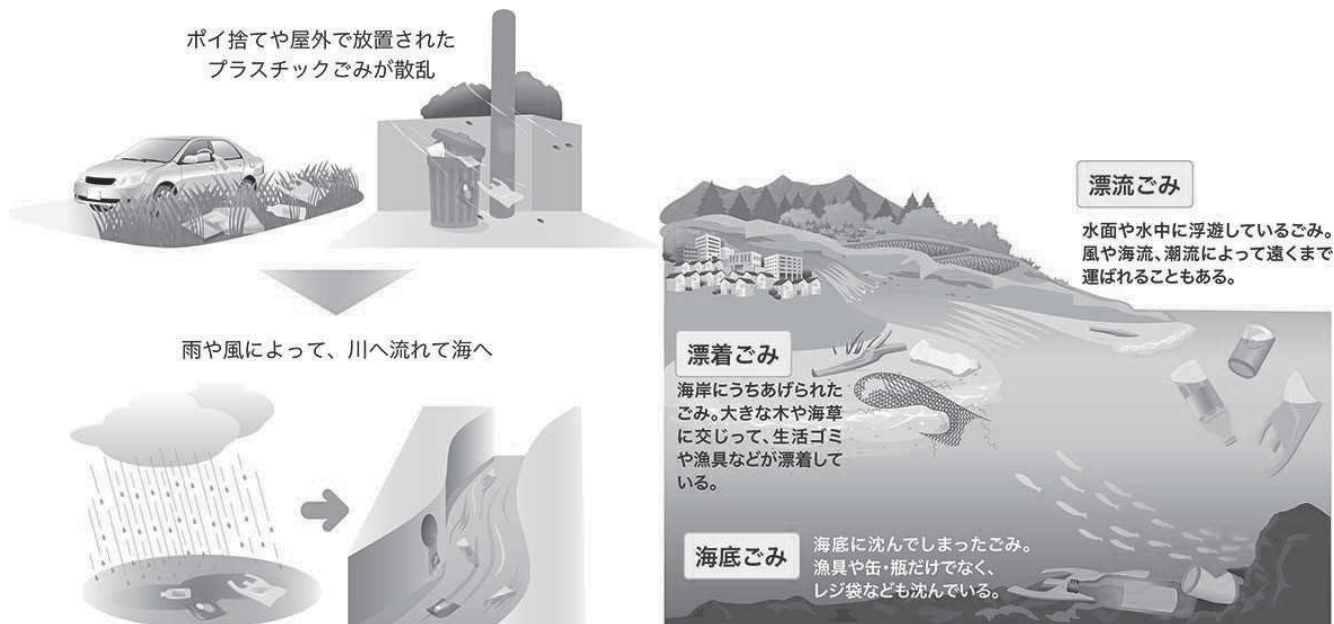
マイバッグを持って
いくまる～



7月1日から
レジ袋有料化が始まります

栃 木 県

プラスチックごみが雨や風によって河川を通じて海洋へ流出し、生態系に影響を与える海洋汚染が課題となっています。



※政府広報オンラインより

unnecessary plastic products are not accepted etc.
 Let's use plastic wisely.



～プラスチックとの上手な付き合い方～

3R（リデュース、リユース、リサイクル）のほか、プラス3Rを意識した行動をしましょう。

Rethink（リシンク）

：本当に必要なものかどうかよく考える【考える】

Refuse（リフューズ）

： unnecessaryものはきちんと断る【判断する】

Refine（リファイン）

：捨てるときには分別する【分別する】

【行政情報】栃木県環境森林部地球温暖化対策課からのお知らせ

低炭素社会づくり促進事業費補助金

～温室効果ガスの削減につながる設備の導入等を応援します～

低炭素社会づくり促進事業費補助金とは…

本県における温室効果ガス排出量削減を推進するため、
県内に事業所を有する中小企業者等の設備更新等に対し、費用の一部を補助します。

1 補助額

補助対象経費の 3 分の 1 以内（上限 100 万円）
（補助対象経費：設計費、機械装置等購入費、工事費）

2 申請受付期間

令和 2（2020）年 6 月 1 日～11 月 6 日
※受付は先着順に行い、受付期間内であっても申請総額が予算額に
達した場合は受付を終了します。

3 要件等

(1) 補助対象者

- ◇ 中小企業者又は中小企業団体
- ◇ 医療法人又は社会福祉法人（※要件があるので、詳しくはお問合せください。）

(2) 補助対象設備

- ◇ ボイラー、工業炉、空調設備、自家発電設備、照明設備（設備から排出される温室効果ガスの削減量が、更新前と比べて年間 10 トン以上見込めること）
- ◇ コージェネレーション設備（発電出力が 10 キロワット未満の設備であること）

(3) その他

補助金の交付決定前に着手した事業は補助対象外となります。



詳しくは下記までお問合せください。

【問合せ先】栃木県 環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

TEL:028-623-3187 FAX:028-623-3259



県では、国が進める国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同し、
オールとちぎ体制で地球温暖化対策を推進しています。
ぜひ、あなたも「COOL CHOICE」に賛同をお願いします。
詳しくは環境省 HP をご覧ください。

QR コードから
アクセスできます



【行政情報】栃木県環境森林部環境保全課からのお知らせ

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現 状 ・ 課 題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない**石綿含有成形板等**(レベル3)の不適切な除去により**石綿が飛散**

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約1万6千件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の**見落とし**(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について**石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 一定の知見を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

レベル1・2あり

レベル1・2なし

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・ 作業基準の遵守義務
→作業基準適合命令等
→命令違反への罰則

※ レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

▼短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の**直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の**取り残し**

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
※ 一定の知見を有する者による作業終了の確認



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

※ 法改正の公布日：令和2(2020)年5月29日

お問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課 大気環境担当

TEL 028-623-3188

又は各環境森林(管理)事務所 環境対策課

法改正の施行期日

- ・ 下記以外の規定：公布日から1年以内
- ・ 調査結果の報告：公布日から2年以内

エコドライブ 活動コンクール 2020年度



国土交通大臣賞

参加費用
無料



環境大臣賞

事業部門 トラック、バス、タクシーなどの運輸事業者

一般部門 自家輸送や移動で車両を使用する事業者

ユニーク部門 エコドライブに関する独自の取組を実施している
さまざまな主体

応募期間 5/7(木) ~ 7/7(火)

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、応募締切を
延長する可能性があります。
(最新の情報は公式サイトにて随時お知らせします)

主催 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

■ 後援 (予定)
「エコドライブ普及連絡会」
(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

「エコドライブ普及推進協議会」
(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)日本自動車工業会、
(一社)日本自動車連盟、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、
(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国個人タクシー協会、
(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車運行管理協会、
(一社)全国レンタカー協会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、
(一社)日本損害保険協会、(一社)日本自動車リース協会連合会、
(一財)環境優良車普及機構、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団

ECO DRIVER.
これからの、マナー。





はじめに

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団は、1997年に設立された「エコドライブ普及推進協議会」（運輸関係等16団体で構成）の事務局を務めるとともに、独自に様々なエコドライブを普及推進するための活動をしています。

この活動の一環として、2011年度から「エコドライブ活動コンクール」を開催して優れた取組を行っている事業者を表彰し、その取組内容を紹介することで更なる普及を図っています。



今年度のコンクールについて

今年度は事業部門・一般部門・ユニーク部門の3つの部門で実施いたします。また、最も優れた取組に対して、事業部門では国土交通大臣賞、一般部門では環境大臣賞が授与されます。運輸事業者はもちろんのこと、一般企業からNPO・任意団体・グループなどの幅広い参加をお待ちしております。

事業部門(緑ナンバー)	自社の車両を保有(リースを含む)するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。
一般部門(白ナンバー)	移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。
ユニーク部門	エコドライブに関する独自の取組を実施しているさまざまな主体。 対象例 NPO、町内会や自治会、大学のサークル、自動車関連のSNS グループ 他 取組例 通勤時のエコドライブ、イベントの開催、地域への普及活動 他 ※事業部門や一般部門との重複応募も可能です。 ※詳しくは事務局までお問い合わせください。

2016年度から
審査書類が簡素化
されました

●一次審査応募時の燃費データ・事故データの入力是不要となりました。

燃費データ等は二次審査時に提出してください。

●二次審査時の提出資料の一部省略が可能となりました。

2015年度以降に二次審査資料を提出している参加者で、今年度も昨年度と同様の取組をしている項目については、添付資料を一部省略することが可能です。



参加メリットは？

社内の
意識向上・活性化
につながります

エコドライブ推進の
支援ツール
が手に入ります

自社の活動レベルを
客観的に評価
できます

参考となる他社の
優秀な取組事例
が手に入ります



審査の基準は？

本コンクールは、燃費の改善状況だけを審査するものではなく、事業者のエコドライブ活動の取組内容を幅広い観点から審査します。

1. 取組体制の整備	どのような社内体制(方針、目標、管理体制など)で活動を行っているか。
2. 教育の実施	従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行っているか。
3. 燃費管理	どのような仕組みで燃費データを収集・管理しているか。
4. 活動成果	どの程度の燃費向上を達成しているか。 燃費以外の副次的効果とエコドライブ活動に対する評価をどのように行っているか。
5. 継続実績と方策	エコドライブ活動を継続するため、どのような取組を実践しているか。

※事業部門と一般部門では、継続して参加する事業者を推奨しています。そのため同点の場合は、継続して参加する事業者を優先して評価します。

※ユニーク部門は上記の審査基準によらず、エコドライブに関する特徴的な取組を評価します。



コンクールの流れは？

Step 1

公式サイトから該当部門へ参加登録

(詳細は裏面の募集対象をご覧ください)

エコドライブ活動コンクール

検索



※画面はイメージです

<http://www.ecodrive-activity-concours.jp/>

Step 2

一次審査応募

- ・公式サイトマイページにログインし、ご応募ください。チェックシートに「はい」「いいえ」で答えて頂くだけで応募完了です！
- ・一次審査の結果はその場でわかります。

Step 3

二次審査資料の提出

- ・一次審査を通過された方は、マイページにある二次審査に必要な資料をご用意いただき、エコドライブの取組をアピールする資料とともにご郵送ください。
- ・燃費、事故のデータはマイページ内のフォームに従って入力し、印刷して紙でご提出ください。

優秀な事業者を表彰

- ・審査により大臣賞、優秀賞、優良賞、審査委員長特別賞が選ばれます。
- ・公式サイトの中で、自社の審査結果を閲覧できます。
- ・「エコドライブ優良活動認定証」を授与される場合があります。(詳細は裏面の表彰内容をご覧ください。)



エコドライブ推進のための支援ツールは？

各種ツールを活用して活動を盛り上げましょう

エコモ財団で作成したエコドライブステッカー(130円/枚)、エコドライブテキスト(乗用車版、トラック版、各200円/冊)、「エコドライブ10のすすめ」ポスター・チラシ(無料)、コンクールリーフレット(電子データ)、優秀取組事例集(電子データ)、参加登録証明書(電子データ)、燃費管理支援サイトなどを用意しています。



エコドライブステッカー
(130円/枚)



▲乗用車のエコドライブテキスト
(200円/冊)



▲トラック・バスエコドライブテキスト
(200円/冊)



▲エコドライブ10のすすめポスター
(無料)



▲コンクールリーフレット
(電子データのみで提供)



▲優秀取組事例集
(電子データのみで提供)
(無料)



▲エコドライブ10のすすめチラシ
(無料)



▲コンクール参加登録証明書
(電子データのみで提供)



▲燃費管理支援サイトReCoo
(無料/別途登録必要)

表彰された事業者の取組を紹介します。

コンクール応募企業の中から優秀な取組を行なっている事業者を表彰し、優秀事業者の取組内容を公式サイトで公表します。

優秀取組事例集

<https://www.ecodrive-activity-concours.jp/data/jirei2019.pdf>

概 要

主 催

後援(予定)

スケジュール
(予定)

募 集 対 象

表 彰

参 加 費 用

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

「エコドライブ普及連絡会」(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)
「エコドライブ普及推進協議会」
(公社) 日本バス協会、(公社) 全日本トラック協会、(一社) 日本自動車工業会、(一社) 日本自動車連盟、(一社) 日本自動車販売協会連合会、
(一社) 日本自動車整備振興会連合会、(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社) 全国個人タクシー協会、(一社) 全国自家用自動車協会、
(一社) 日本自動車運行管理協会、(一社) 全国レンタカー協会、(一社) 日本中古自動車販売協会連合会、(一社) 日本損害保険協会、
(一社) 日本自動車リース協会連合会、(一財) 環境優良車普及機構、(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団

① 応募期間：2020 年 5 月 7 日 (木)～7 月 7 日 (火)
② 表 彰 式：2020 年 11 月 26 日 (木) 開催予定の「エコドライブシンポジウム」の会場で国土交通大臣賞、環境大臣賞、優秀賞、審査委員長特別賞の受賞事業者を表彰。

事業部門 (緑ナンバー)	自社の車両を保有 (リースを含む) するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者。
一般部門 (白ナンバー)	移動などの業務上で車両を使用している事業者。自社の製品等を運搬している場合を含む。
ユニーク部門	エコドライブに関する独自の取組を実施しているさまざまな主体。 ※詳しくは事務局窓口までお問い合わせください。

ユニーク部門を除き、原則として事業所単位での応募とします。複数の事業所の燃費等を一元管理している場合は、まとめて応募 (共同申請) が可能です。

● 国土交通大臣賞	【事業部門】	1 件	賞状及び記念品
● 環境大臣賞	【一般部門】	1 件	賞状及び記念品
● 優 秀 賞		6 件程度	賞状及び記念品
● 優 良 賞		40 件程度	賞状
● 審査委員長特別賞	【ユニーク部門他】	数件	賞状及び記念品

※大臣賞を受賞した事業者は、その後の3回のコンクールでは受賞できません。優秀賞の場合はその後の2回のコンクールで、優良賞の場合はその後の1回のコンクールで、より上位の賞でなければ受賞できません。
※一定レベル以上の活動をしていると評価された場合は、「エコドライブ優良活動認定証」を授与しますので、継続しての応募を歓迎いたします。

無 料

「エコドライブ10のすすめ」が改訂されました！

エコドライブに取り組もうとするもしくは継続的に実施するきっかけとしては、「燃費を把握する」ことが重要であるという考えのもと、第10項目「自分の燃費を把握しよう」を第1項目に移すなどの見直しを行い、新たな「エコドライブ10のすすめ」が策定されました。

また、改訂に合わせて、新しく「エコドライブ10のすすめ」リーフレットができました！

ドライバーが子供と一緒にエコドライブで学ぶことをコンセプトに、エコカーの利用や、ハイブリッド車、電気自動車のエコドライブ運転方法のコツなどが記載されておりますので、是非ご覧ください！

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「eスタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう



問い合わせ先 (事務局窓口業務委託先：株式会社アスア)

〒453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通一丁目11番地 アスアビル TEL：052-452-6886 (平日10:00-17:00)

ー組織強化の推進についてー

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。

協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、令和2年6月10日現在、正会員193社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

ー青年部に入会しませんかー

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に取り組んでいます。6月10日現在、23名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても飛躍的な発展の一助となると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

※令和2年6月5日に開催された役員会において、青年部の組織強化を図り事業をより一層展開するため、部員数を「1社1名」から「1社若干名」に規定の変更を行いました。

事務局だより



☆5月27日（水）

栃木県建設産業団体連合会 通常総会が、栃木県建設産業会館において開催され、神山副会長が出席しました。

☆6月5日（金）

青年部役員会が、Zoom（ビデオ会議）において開催され、五月女部長はじめ6名が出席し、諸議題等について協議しました。

【協会の皆様へ】

許可証の変更等について

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。

この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。

最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡（TEL028-612-8016）ください。

＊事務局宛てにご連絡いただきたい事項

- ☐ 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）
- ☐ 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

編集後記

先月、5月25日に緊急事態宣言が全国で解除されましたが、早期にこれまでの日常が戻ることを期待する一方、これまでの日常はもう戻らず、新たな日常に代わるとの見方もあるようです。

大相撲は名古屋場所に代わり、東京で無観客での実施を模索していますが、昔から角界で人気の柄が三つあると聞きました。まずは鯉だそうで、将来竜に出世するからだそうです。次にウサギだそうです。白くてぴょんぴょん跳ねて白星をイメージできるからです。最後はトンボだそうです。なぜだかすぐに分かりませんでした。トンボは後ろに下がらないからだそうで、前に出る、飛ぶしかないということみたいです。トンボのように日本もしっかりと前に進んでほしいと思います。

再生紙を使用しています